

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成27年  
9月1日  
(火曜日)

## 目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課)……………

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………

生活保護法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度(森林整備課)……………

○公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課)……………

平成二十七年後期実施技能検定試験の実施(労働政策課)……………

下関都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)……………

### 山口県告示第二百九十九号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成二十七年九月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
平木歯科医院	山陽小野田市掃山二丁目五番五号	平成二七、八、一

### 山口県告示第三百号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年九月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	所在地	事業の 種類	廃止年月日
医療法人協愛 会	山口市阿知須 四八四一の一	阿知須共立病 院	山口市阿知須 四一七二の一	通所リ ハビリ シヨ ン	平成二六、 一一、三 一

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
阿知須共立病院	山口市阿知須四一七二の一	平成二七、一、三一
玉木病院	萩市大字瓦町一	七、七、

### 山口県告示第三百一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年九月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	所在地	事業の 種類	指定年月日
株式会社ライ ジング	宇部市大字妻 崎開作一〇〇 の一	サン薬局	宇部市今村北 五丁目二番 一号	居宅療 養管理 指導	平成二七、 六、一
株式会社社丸 一正商店	周南市孝田町 一〇番三号	ファーマシー イシマル東陽 店	下松市東陽四 丁目二番五 号		

総合メディカ 福岡市中央区 三井店 〃  
 株式会社 天神二丁目一 目一七番一七 〃  
 四番八号 〃

山口県告示第三百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、  
 介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年九月一日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所所在地	介護予防事業所所在地	事業の種類	指定年月日
--------	---------------	------------	-------	-------

株式会社きららケアサービス	岩国市岩国二丁目七番四号	きららケアサービス	介護予防訪問	平成二七、七、一
---------------	--------------	-----------	--------	----------

株式会社ライジング	宇部市大字妻崎開作一〇の一	サン薬局	介護予防療養管理指導	〃
-----------	---------------	------	------------	---

株式会社石丸一正商店	周南市孝田町一〇番三号	ファミリーマートイシマル東陽店	〃	〃
------------	-------------	-----------------	---	---

総合メディカル株式会社	福岡市中央区天神二丁目一四番八号	そうこう薬局三井店	〃	七、〃
-------------	------------------	-----------	---	-----

山口県告示第三百三三号

平成二十七年九月一日  
 平成二十七年九月一日  
 平成二十七年九月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単 位 区 域	許可をすべき皆伐面積の限度 （ヘクタール）	土砂流出防備保安林 （ヘクタール）
阿北地区	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡田万川町須佐町及び福栄村の区域に限る） 阿武郡阿武町	六一・七六	一九二・四四
橋本川	萩市（平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村むつみ村及び旭村の区域に限る） 山口市（平成二十二年一月十五日における阿武郡阿東町の区域に限る）	九二九・七〇	二三八・五三
大津地区	長門市	四一六・七五	一六四・〇四
豊浦地区	下関市	三七〇・三〇	一七一・六六
厚東川・厚狭川	宇部市 美祢市 山陽小野田市	六八三・三〇	一三〇・五〇
榎野川	山口市（平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋徳町、小郡町及び阿知須町の区域に限る）	二六七・六九	三四九・八四
佐波川	山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る） 防府市	六六二・八四	三五八・八九
徳山地区	下松市 周南市（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る）	四一六・六七	一四六・二一
田布施川・島田川	光市 周南市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る） 熊毛郡上関町 田布施町及び平生町	一・九四	六六・八二
由宇川・柳井川	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇市柳井市） 玖珂郡玖珂町及び周東町の区域に限る	一四・六六	一五五・三八
錦川下流	岩国市（平成十八年三月十九日における岩国市並びに玖珂郡本郷村、錦町、美川町及び美和町の区域に限る） 玖珂郡和木町	五〇三・六七	一三四・八〇
大島地区	大島郡周防大島町	—	六・九八

二 魚つき保安林

同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度 （ヘクタール）
萩市	二七・三八	防府市	三・九〇
阿武町	四・三〇	上関町	九・〇二
宇部市	〇・一二	周防大島町	一一・五六

長門市	一八・二八	下松市	三・二八	柳井市	二・〇六
下関市	一一・六四	周南市	〇・五〇	岩国市	二・〇六

三 保健保安林

同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度 (ヘクタール)
山口県	一三四・七〇



(二五四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年四月十七日山口県公告(一一八)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年九月一日から同年十月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年九月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリ岩崎チエーン光小周防店

所在地 光市大字小周防一六五〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二五五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年四月十七日山口県公告(一一九)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年九月一日から同年十月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年九月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリ岩崎チエーン光小周防店

所在地 光市大字小周防一六五〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二五六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年四月十七日山口県公告(一二〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年九月一日から同年十月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年九月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリ岩崎チエーン山口市北店

所在地 山口市桜畠二丁目二三一〇

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二五七) 平成二十七年後期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成二十七年後期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十七年九月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

和 婦 冷 農 油 空 自 半 電 機 工 さ	人 子 凍 業 圧 気 動 導 気 械 場	子 供 空 機 装 械 機 器 組 立 て	供 服 調 和 機 器 施 工	服 製 造	製 造	裁	和 服 製 作	婦 人 子 供 既 製 服 パ タ ー ン メ ー キ ン グ	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	農 業 機 械 整 備	油 圧 装 置 調 整	空 気 圧 装 置 組 立 て	自 動 販 売 機 調 整	集 積 回 路 チ ップ 製 造	シ ー ケ ン ス 制 御	機 械 検 査	機 械 板 金	機 械 板 金	数 値 制 御 タ レ ット パ ン チ プ レ ス 板 金	ロ ー タ ー ー 式 さ く 井 工 事	職 種	試 験	科 目
--	---	---	--------------------------------------	-------------	--------	---	------------------	--	--	----------------------------	----------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------	------------------	------------------	------------------	--	---	--------	--------	--------

一 技能検定の実施職種及び試験の方法  
 (一) 実施職種  
 1 特級の技能検定  
 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形  
 2 一級及び二級の技能検定  
 次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

3 三級の技能検定  
 次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

塗 金 電 機 ガ 自 カ 防 コ 鉄 型 配 か 建 水 石 強	装 属 気 械 ラ 動 ー 水 ン 筋 枠 管 わ 築 産 材 化	鋼 機 配 機 ガ 自 金 合 ア コ 鉄 型 建 か 大 か 石 ビ	橋 械 電 械 ラ 動 属 成 ス 筋 枠 築 わ 大 か 石 ニ	塗 装 材 試 験 組 織 試 験	機 械 製 造 手 書 き 機 械 製 造 C A D	配 電 盤 ・ 制 御 盤 製 造 図	機 械 製 造 手 書 き 機 械 製 造 C A D	ガ ラ ス 工 事	自 動 ド ア 施 工	金 属 製 カ ー テ ン ウ ォ ー ル 工 事	ア ス フ ア ル ト 防 水 工 事 合 成 ゴ ム 系 シ ー ト 防 水 工 事 塩 化 ビ ニ ル 系 シ ー ト 防 水 工 事 改 質 ア ス フ ア ル ト シ ー ト 防 水 工 事 チ 工 法 防 水 工 事	コ ン ク リ ー ト 圧 送 工 事	鉄 筋 組 立 て	型 枠 工 事	建 築 配 管	か わ ら ぶ き	大 工 工 事	か ま ぼ こ 製 品 製 造	石 材 加 工	ビ ニ ル エ ス テ ル 樹 脂 積 層 防 食
---	---	--	---	---	--	--	--	-----------------------	----------------------------	---	---	--	-----------------------	------------------	------------------	-----------------------	------------------	--------------------------------------	------------------	---

職	職種	試験科目
機械加工	普通旋盤	
機械検査	機械検査	
電気機器組立て	シーケンス制御	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	
和裁	和服製作	
家具製作	家具手加工	
建築大工	大工工事	
配管	建築配管	
機械・プラント製図	機械製図手書き 機械製図CAD	
電気製図	配電盤・制御盤製図	

4 単一等級の技能検定の  
次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

職種	試験科目
電子回路接続	電子回路接続
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事

- (二) 試験の方法  
(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。
- 二 試験の期日  
(一) 実技試験

平成二十七年十二月二日(水曜日)から平成二十八年二月十四日(日曜日)までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日

(二) 学科試験

1 特級の技能検定

職	職種	実施期日
	鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金めつき 仕上げ機械検査 ダイカスト 電子機器 組立て電気機器組立て半導体製品製造 自動販売機調整 空気 圧装置組立て油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 プ ラスチツク成形	平成二十八年二月三十一日(日曜日)

2 一級及び二級の技能検定

職	職種	実施期日
機械検査	電気機器組立て 婦人子供服製造 配管 型枠施工	平成二十八年二月二十四日(日曜日)
ラス施工	金属材料試験	
さく井	工場板金 自動販売機調整 油圧装置調整 農業機械整備	平成二十八年二月三十一日(日曜日)
冷凍空気調和機器施工	強化プラスチック成形 石材施工 水産	
練り製品製造	コンクリート圧送施工 防水施工	
ル施工	機械・プラント製図	
半導体製品製造	空気圧装置組立て 和裁 建築大工	平成二十八年二月七日(日曜日)
鉄筋施工	自動ドア施工 電気製図 塗装	
	かわらびき	

3 三級の技能検定

職	職種	実施期日
電気機器組立て	配管	平成二十八年二月二十四日(日曜日)
機械加工	冷凍空気調和機器施工 家具製作 機械・プラント製図	平成二十八年二月三十一日(日曜日)
機械検査	和裁 建築大工 電気製図	平成二十八年二月七日(日曜日)

4 単一等級の技能検定

職	職種	実施期日

電子回路接続 樹脂接着剤注入施工

平成二十八年二月七日 (日曜日)

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

(一) 特級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十四条に規定する者であること。

(二) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の二に規定する者であること。

(三) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。

(四) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。

(五) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

五 受検申請書の受付期間

平成二十七年十月五日(月曜日)から同月十六日(金曜日)まで(郵送の場合は、十月十六日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受検申請書の提出先

山口市中央四丁目三番六号(郵便番号七五三-〇〇七四) 山口県職業能力開発協会

七 提出書類

(一) 受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千百円

(二) 実技試験にあつては、次の1の表から5の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 特級の技能検定		2 一級及び二級の技能検定		3 三級の技能検定(受検者が在校生である場合)		4 三級の技能検定(受検者が在校生でない場合)	
職	種	職	種	職	種	職	種
1 特級の技能検定 鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ガイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械 整備 婦人子供服製造 プラスチック成形	手数料	2 一級及び二級の技能検定 機械検査 婦人子供服製造	手数料	3 三級の技能検定(受検者が在校生である場合) さく井 工場板金 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧 装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 強化プラス チック成形 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらびき 配管 型枠 土工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウォール施工 自 動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装	手数料	4 三級の技能検定(受検者が在校生でない場合) 機械加工 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 配管	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図	一万三千百円	和裁 機械・プラント製図 電気製図	一万三千百円	和裁 機械・プラント製図 電気製図	四千四百円	和裁 機械・プラント製図 電気製図	四千四百円
機械検査	一万四千九百円	機械検査	一万四千九百円	機械検査	五千円	機械検査	五千円

機械加工 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 配管 一万七千九百円

5 単一等級の技能検定

職	種	手数料
電子回路接続	樹脂接着剤注入施工	一万七千九百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、平成二十七年十一月二十五日(水曜日)に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十八年三月十一日(金曜日)とし、合格者の受検番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話〇八三一九二二一八六四六)にすること。

(二五八) 下関都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、下関都市計画道路を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る下関都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年九月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画道路三・三・九長府綾羅木線  
都市計画を変更する土地の区域

二 下関市大字勝谷、大字田倉、田倉御殿町一丁目、秋根上町二丁目及び秋根上町三丁目

目

三 変更の内容

区域及び構造の変更  
都市計画の案の縦覧期間  
平成二十七年九月一日から二週間

四 都市計画の案の縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画道路三・五・二十九勝山安岡線  
都市計画を変更する土地の区域

二 下関市大字田倉

三 変更の内容

区域及び構造の変更  
都市計画の案の縦覧期間  
平成二十七年九月一日から二週間

四 都市計画の案の縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課

平成二十七年九月一日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁